

【報告】神戸市有馬温泉施設条例施行規則の一部改正(案)に係る意見募集について

1. 趣旨

神戸市有馬温泉施設条例施行規則第3条第2項において、有馬温泉施設の使用料について、使用に係る月の翌月10日までに納付することと規定している。

しかし、使用月の使用料の算定から納入通知書の発送に日数を要すること等を鑑み、納入通知書の到着から納期限までの日数を確保し使用者が余裕をもった納付ができるよう、規則改正を行う。

2. 改正内容

神戸市有馬温泉施設条例施行規則第3条第2項において定める使用料の納付期限を改正する。

【改正案】

改正後	改正前
(使用料の納付) 第3条 条例第4条の使用料は、月ごとに納付しなければならない。 2 条例第5条に規定する規則で定める日は、使用に係る月の翌月の <u>末日</u> とする。	(使用料の納付) 第3条 条例第4条の使用料は、月ごとに納付しなければならない。 2 条例第5条に規定する規則で定める日は、使用に係る月の翌月の <u>10日</u> とする。

3. 施行予定日

令和5年4月1日

4. 意見募集期間

令和4年12月5日（月曜）から令和5年1月5日（木曜）まで

5. 資料の閲覧

神戸市のホームページの意見募集のページに掲載するとともに、受付期間中（土曜、日曜、祝日を除く）、以下の場所において閲覧に供する。

- ・神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）
- ・市政情報室（1号館18階）
- ・各区役所まちづくり課、北神区役所有馬出張所

6. 意見の提出先及び提出方法

- (1) 提出先 経済観光局観光企画課
- (2) 提出方法 郵送、ファックス、電子メール、持参による